

消費税・地方消費税の税率の改定に伴う使用料の改定のお知らせ

消費税・地方消費税の税率の改定に伴い、使用料を改定し、令和元年10月1日から引き上げることとしました。条例に定める改定後の使用料は、次表のとおりです。

松阪市武道館使用料

(単位 円)

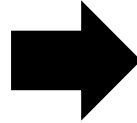
改正前

使用区分			時間区分	①午前9時から正午ま	②午後1時から午後5	③午後6時から午後9	④午前9時から午後9
武道館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	1,940	2,590	3,240	7,560
			第2道場	1,940	2,590	3,240	7,560
			第3道場	1,940	2,590	3,240	7,560
		その他の場合	第1道場	9,720	12,960	18,360	36,720
			第2道場	9,720	12,960	18,360	36,720
			第3道場	9,720	12,960	18,360	36,720
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	4,320	6,480	8,640	19,440
			第2道場	4,320	6,480	8,640	19,440
			第3道場	4,320	6,480	8,640	19,440
		その他の場合	第1道場	28,080	36,720	48,600	108,000
			第2道場	28,080	36,720	48,600	108,000
			第3道場	28,080	36,720	48,600	108,000
一般公開日における個人使用	中学生以下	100	100	100	—		
	15歳以上(中学生を除く。)	210	210	210	—		
会議室		320	430	540	1,290		
シャワー室		1人1回につき100					

(単位 円)

改正後

使用区分			時間区分	①午前9時から正午ま	②午後1時から午後5	③午後6時から午後9	④午前9時から午後9
武道館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	1,980	2,640	3,300	7,700
			第2道場	1,980	2,640	3,300	7,700
			第3道場	1,980	2,640	3,300	7,700
		その他の場合	第1道場	9,900	13,200	18,700	37,400
			第2道場	9,900	13,200	18,700	37,400
			第3道場	9,900	13,200	18,700	37,400
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	4,400	6,600	8,800	19,800
			第2道場	4,400	6,600	8,800	19,800
			第3道場	4,400	6,600	8,800	19,800
		その他の場合	第1道場	28,600	37,400	49,500	110,000
			第2道場	28,600	37,400	49,500	110,000
			第3道場	28,600	37,400	49,500	110,000
一般公開日における個人使用	中学生以下	110	110	110	—		
	15歳以上(中学生を除く。)	220	220	220	—		
会議室		330	440	550	1,320		
シャワー室		1人1回につき100					



多目的グラウンド、テニスコート、ゲートボール場使用料

(単位 円)

使用区分	時間区分	使用料
多目的グラウンド	① 午前9時から正午まで	1,290
	② 午後1時から午後5時まで	1,720
テニスコート	1面 2時間につき	860
ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	無料

(単位 円)

使用区分	時間区分	使用料
多目的グラウンド	① 午前9時から正午まで	1,320
	② 午後1時から午後5時まで	1,760
テニスコート	1面 2時間につき	880
ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	無料

注意: 日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日の使用料は、この表に定める使用料の20パーセント増(10円未満は、四捨五入とする。)とする。ただし、一般公開日における個人使用の場合は、この限りでない。

10月分以降の体育施設使用につきましては、令和元年9月30日までに納付される場合は現行の使用料となり、令和元年10月1日以降に納付される場合は新しい使用料となります。

教育委員会スポーツ課(☎0598-53-4402)

参考: 改正後の日曜日、土曜日及び国民の祝日使用料

使用区分		時間区分	①午前9時から正午ま	②午後1時から午後5	③午後6時から午後9	④午前9時から午後9	
武道館	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	2,380	3,170	3,960	9,240
			第2道場	2,380	3,170	3,960	9,240
			第3道場	2,380	3,170	3,960	9,240
		その他の場合	第1道場	11,880	15,840	22,440	44,880
			第2道場	11,880	15,840	22,440	44,880
			第3道場	11,880	15,840	22,440	44,880
	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツのために利用する場合	第1道場	5,280	7,920	10,560	23,760
			第2道場	5,280	7,920	10,560	23,760
			第3道場	5,280	7,920	10,560	23,760
		その他の場合	第1道場	34,320	44,880	59,400	132,000
			第2道場	34,320	44,880	59,400	132,000
			第3道場	34,320	44,880	59,400	132,000
	一般公開日における個人使用	中学生以下	110	110	110	—	
		15歳以上 (中学生を除く。)	220	220	220	—	
	会議室		400	530	660	1,580	
シャワー室		1人1回につき100					

(単位 円)

使用区分	時間区分	使用料
多目的グラウンド	① 午前9時から正午まで	1,580
	② 午後1時から午後5時まで	2,110
テニスコート	1面 2時間につき	1,060
ゲートボール場	午前9時から午後5時まで	無料